

2 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

(所要額：1,984億円)

ゲタ対策は、諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物の生産・販売を行う農業者に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付する制度です。

交付金の支払いは生産量と品質に応じて交付する数量払を基本とし、当年産の作付面積に応じて交付する面積払は数量払の先払いとして支払われます。

【交付対象者】

支援の対象となる農業者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者です（いずれも規模要件はありません。）。交付対象者の要件については、6～7ページを参照してください。

(1) 数量払 【交付単価は令和5年産～7年産に適用】

① 交付対象数量

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの当年産の出荷・販売数量

注1：は種前にJA等との出荷契約や、実需者との販売契約を締結することが基本となります。

注2：麦芽の原料として使用される麦（ビール用等）、黒大豆、種子用として生産されるものなどは対象なりません。

注3：てん菜、でん粉原料用ばれいしょは、北海道で生産され、交付対象要件を満たすものが対象です。

注4：麦、大豆、そばは、農産物検査又は農産物検査によらない方法で品質区分の確認を行い、一定以上の格付けがなされたものが対象です。

② 交付単価

交付単価の水準は「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」との差額分として算出されており、品質区分に応じた単価が設定されています。

また、**令和5年産から、消費税の課税事業者向け単価と免税事業者向け単価に分かれることから、免税事業者向けの単価を申請する方は、収入・売上が1千万円以下であることを確認するために、2年前（2期前）の確定申告書等の提出が必要**となります。

小麦

品質区分（等級）		1等又は1等相当				2等又は2等相当			
ランク		A	B	C	D	A	B	C	D
パン・中華麺用品種 (円/60kg)	課税事業者向け単価	7,860	7,360	7,210	7,150	6,700	6,200	6,050	5,990
	免税事業者向け単価	8,270	7,770	7,620	7,560	7,110	6,610	6,460	6,400
上記以外 (円/60kg)	課税事業者向け単価	5,560	5,060	4,910	4,850	4,400	3,900	3,750	3,690
	免税事業者向け単価	5,970	5,470	5,320	5,260	4,810	4,310	4,160	4,100

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

A～Dランク：たんぱく質の含有率等の違いで区分

大麦・はだか麦

品質区分（等級）		1等又は1等相当				2等又は2等相当			
ランク		A	B	C	D	A	B	C	D
二条大麦 (円/50kg)	課税事業者向け単価	5,870	5,450	5,330	5,280	5,010	4,590	4,460	4,410
	免税事業者向け単価	6,220	5,800	5,680	5,630	5,360	4,940	4,810	4,760
六条大麦 (円/50kg)	課税事業者向け単価	5,210	4,790	4,660	4,610	4,180	3,760	3,640	3,590
	免税事業者向け単価	5,510	5,090	4,960	4,910	4,480	4,060	3,940	3,890
はだか麦 (円/60kg)	課税事業者向け単価	9,220	8,720	8,570	8,480	7,650	7,150	7,000	6,920
	免税事業者向け単価	9,750	9,250	9,100	9,010	8,180	7,680	7,530	7,450

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

A～Dランク：白度やたんぱく質の含有率等の違いで区分

大豆

品質区分（等級）		1等又は1等相当	2等又は2等相当	3等又は3等相当	品質区分（等級）		合格又は合格相当
普通大豆 (円/60kg)	課税事業者向け単価	10,360	9,670	8,990	特定加工用大豆 (円/60kg)	課税事業者向け単価	8,310
	免税事業者向け単価	10,770	10,080	9,400		免税事業者向け単価	8,720

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

特定加工用：豆腐・油揚げ、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

てん菜

品質区分（糖度）		←(+0.1度ごと)	16.6度	→(▲0.1度ごと)
てん菜 (円/t)	課税事業者向け単価	+62円	5,070	▲62円
	免税事業者向け単価	+62円	5,290	▲62円

糖度：てん菜の重量に対するしょ糖の含有量

でん粉原料用ばれいしょ

品質区分（でん粉含有率）		←(+0.1%ごと)	19.6%	→(▲0.1%ごと)
でん粉原料用ばれいしょ (円/t)	課税事業者向け単価	+64円	14,280	▲64円
	免税事業者向け単価	+64円	15,180	▲64円

でん粉含有率：ばれいしょの重量に対するでん粉の含有量

そば

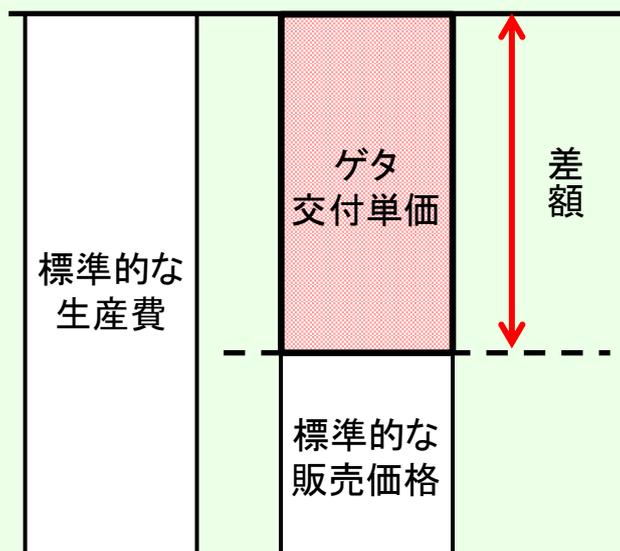
品質区分（等級）		1等又は1等相当	2等又は2等相当
そば (円/45kg)	課税事業者向け単価	17,180	15,070
	免税事業者向け単価	18,010	15,900

等級：容積重の違いや被害粒の割合で区分

なたね

品質区分（品種）		キザキノナタネ キラリボシ ナナシキブ きらきら銀河 ペノカのしずく	その他の品種
なたね (円/60kg)	課税事業者向け単価	7,720	6,980
	免税事業者向け単価	8,140	7,400

交付単価のイメージ



(参考) 平均交付単価

【算定式】

10a当たり生産費

(直近3年平均)

平均交付単価

=

単収

(直近7年中最高・最低を除く5年の平均)

販売価格

(直近5年中最高・最低を除く3年の平均)

対象作物		平均交付単価	対象作物		平均交付単価	対象作物		平均交付単価
小麦 (円/60kg)	課税事業者向け単価	5,930	はだか麦 (円/60kg)	課税事業者向け単価	8,630	でん粉原料用 ばれいしよ (円/t)	課税事業者向け単価	14,280
	免税事業者向け単価	6,340		免税事業者向け単価	9,160		免税事業者向け単価	15,180
二条大麦 (円/50kg)	課税事業者向け単価	5,810	大豆 (円/60kg)	課税事業者向け単価	9,430	そば (円/45kg)	課税事業者向け単価	16,720
	免税事業者向け単価	6,160		免税事業者向け単価	9,840		免税事業者向け単価	17,550
六条大麦 (円/50kg)	課税事業者向け単価	4,850	てん菜 (円/t)	課税事業者向け単価	5,070	なたね (円/60kg)	課税事業者向け単価	7,710
	免税事業者向け単価	5,150		免税事業者向け単価	5,290		免税事業者向け単価	8,130

※ 面積払を受けた場合、数量払の交付の際に、面積払の交付額が控除されます。

③ 免税事業者であることの確認方法等

基本ルール

免税事業者向け単価の適用要件を満たしていることが確認できない場合は、課税事業者向け単価が適用されます。

なお、免税事業者であることの判断は、2年前(2期前)の収入・売上が1千万円以下であることにより確認します。

確認に必要な書類

- 個人の方は、**2年前(※)の確定申告書B(写)**及び**青色申告決算書(農業所得用)(写)**又は**白色申告の収支内訳書(農業所得用)(写)**など
※令和5年産の申請の場合、令和3年分
- 法人(人格なき社団含む)の方は、**2期前の各事業年度の所得に係る確定申告書(別表第1)(写)**など
- 個人で営農開始後2年以内の方は、**個人事業の開業・廃業等届出書(写)**など
- 法人で設立初年度の方は、**法人設立届出書(写)**等など
- 法人で設立2期目の方は、**法人設立届出書(写)**等及び**前期の各事業年度の所得に係る確定申告書(別表第1)(写)**など

各書類は、原則、税務署の受付印が押印されたものを提出してください。
何かご不明な点等がございましたら、各地方農政局等にお問い合わせください。

※ 課税事業者であることの確認は行いません。

確認書類の提出期限

令和5年6月30日までに交付申請書(様式第1号)に添付して提出してください。
なお、確認に必要な書類には、入手するまでに1ヵ月程度要するもの(税務署が再発行するもの等)もありますので、提出期限までに間に合うよう早めの準備をお願いします。

④ 農産物検査によらない品位等区分の確認

令和3年産から登録検査機関による農産物検査とは別に、品位等区分を確認する者（品位等確認主体）が実施する対象畑作物の確認（農産物検査の格付けと同等）が行われたものも交付対象としています。

品位等確認主体について

★ 国が以下の要件を満たしていることを確認した組織・個人等です。

- ① 農産物検査の登録検査機関と同様の器具機材を所有していること。
- ② 農産物検査の格付けと同等に品位等区分の確認を適正に行える能力を有すること。

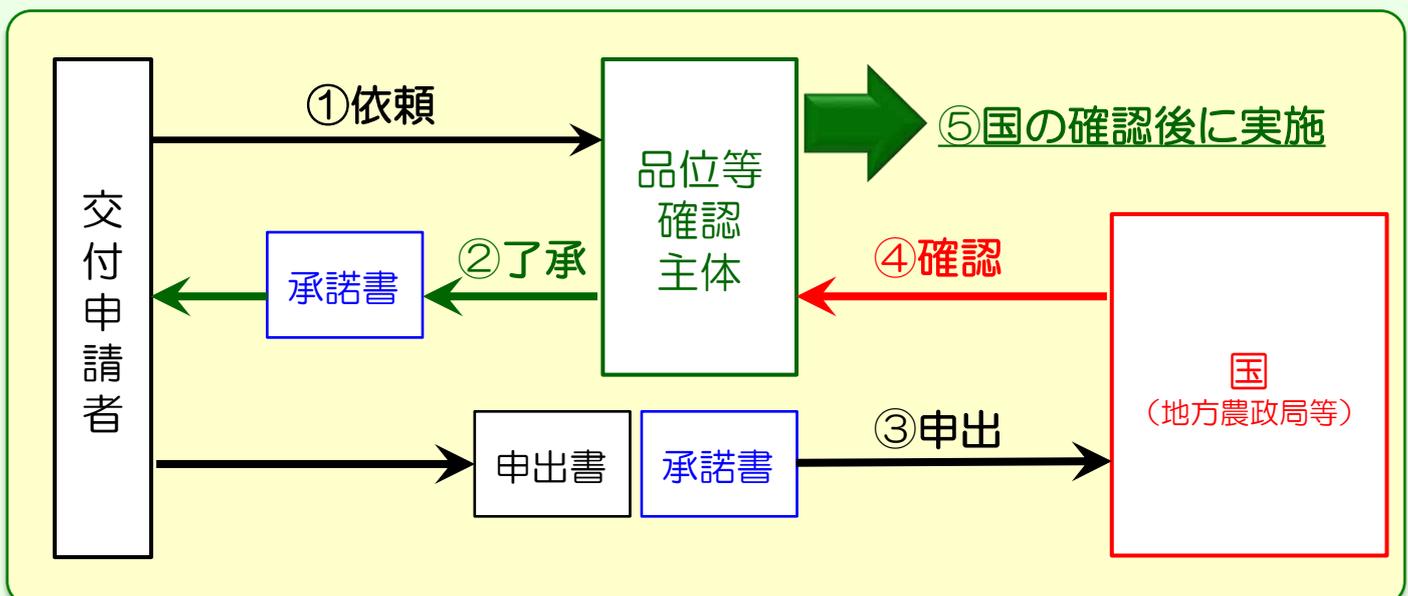
事務手続きについて

★ 交付申請時に申出書等を提出する必要があるがあります。準備には長期間を要するため、提出期限に間に合うよう早めの相談をお願いします。

【具体的な手続き】

- ① 交付申請者は、品位等確認主体に対して品位等区分の確認をあらかじめ依頼します。
- ② 品位等確認主体は、交付申請者の依頼（申出）を承諾する場合は、承諾書等を交付申請者に送付します。
- ③ 交付申請者は、交付申請書に申出書及び承諾書等を添付の上、地域農業再生協議会又は地方農政局等に、原則、毎年6月30日までに提出してください。
- ④ 国は、申請者から提出された申出書等に基づき、品位等確認主体が要件を満たしているかの確認を行い、妥当性の確認完了を交付申請者に通知します。
- ⑤ 国から妥当性の確認完了を受けた品位等確認主体は、交付申請者が生産・収穫した対象畑作物の品位等を確認します。

具体的な手続きのイメージ



⑤ 数量払の交付申請期限の変更について

【令和5年産から】

大豆・そばは、**交付申請書の提出期限を翌年4月30日までに延長します。**

ただし、大豆・そば以外の対象畑作物は、これまでどおり翌年3月5日までを提出期限とします。

		令和5年		令和6年				
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
改正後	大豆・そば							交付申請期限 4月30日
	それ以外					交付申請期限 3月5日		

(2) 面積払（営農継続支払）

① 交付対象面積

数量払の対象となる麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの当年産の作付面積

② 交付単価

営農を継続するために必要最低限の経費が賄える水準

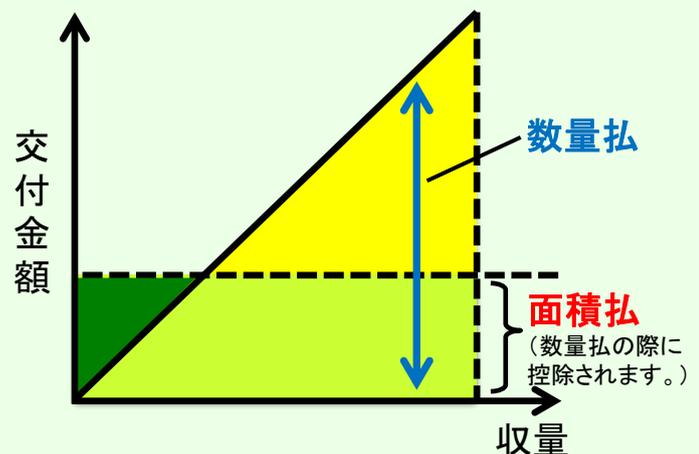
2.0万円 / 10a(そばは、1.3万円 / 10a)

※ 面積払は、自然災害により当年産の栽培の継続を断念せざるを得ない場合にあっても、交付される場合があります。

③ 交付対象者

対象畑作物の当年産の作付が確認でき、数量払の交付申請を行う農業者

数量払と面積払との関係



○ **ゲタ対策に加入される方は**、自然災害等の不測の事態に備えて、原則、**数量払と面積払の両方を申請**してください。

○ **面積払は**、対象畑作物の生産・販売することを前提に営農継続のために先払いするものであり、**単に対象畑作物を作付ければ交付されるものではありません**。このことから、生産量の単収（※）が市町村等別の**基準単収の2分の1未満の場合**、低単収となった**理由書とその証拠書類を提出**していただき、地方農政局等は低単収となった要因が、

- ・ 真に自然災害等の不可抗力による減収
- ・ もともと生産性の悪い圃場での生産による減収
- ・ 適切な生産が行われていないいわゆる「捨てづくり」による減収

であるのか等、提出された理由書等の内容を確認の上、総合的に判断し、面積払の交付金の全額返還若しくは一部返還や交付金の交付の可否を決定します。

※ 単収は、数量払の交付対象数量を面積払の交付対象面積等で除して算出します。

（所要額：528億円）

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）は、農家抛出を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための制度です。

【交付対象者】

認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件はありません。）

※ 交付対象者の要件については、6～7ページを参照してください。

【対象作物】

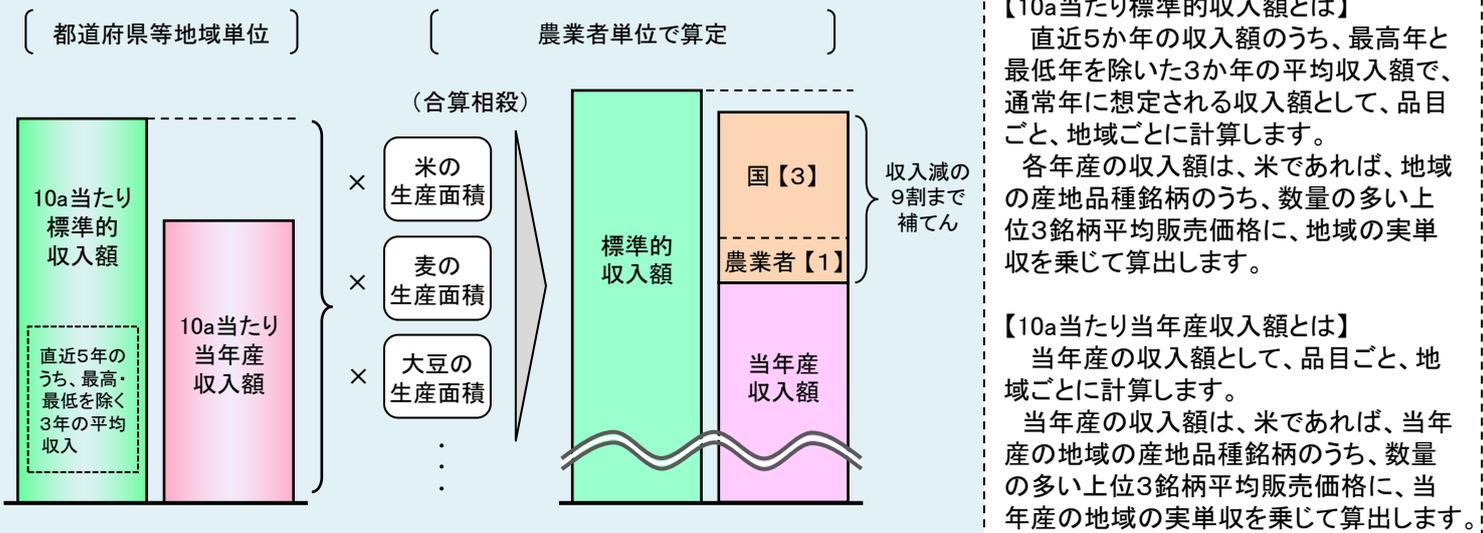
米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

（1）ナラシ対策の仕組み

- 農業者の米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計（当年産収入額）が、過去の平均収入（標準的収入額）を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

$$\text{補てん額} = (\text{標準的収入額} - \text{当年産収入額}) \times 0.9$$

- 補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。
- このため、補てんを受けるには、農業者からの積立金の抛出が必要となります。
- 補てん後の積立金の残額は、翌年産へ繰り越されるため、掛け捨てにはなりません。



収入保険・農業共済との関係

＜収入保険＞

→ 自然災害や価格低下をはじめ、農業者ごとの収入の減少を広く補償

※ 青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です

＜農業共済＞

→ 自然災害等による収穫量の減少を補償

又は

+

＜ナラシ対策＞

→ 価格が下落した際などに、収入の減少を補てん

- ・ 収入保険と、農業共済・ナラシ対策などの類似制度は、いずれかを選択して加入することができます（重複加入はできません。）。
- ・ ナラシ対策の補てん金は農業共済に加入していることを前提に減額調整されるので、ナラシ対策に加入する場合は農業共済とのセット加入をお勧めします。

※ 収入保険についての詳細は、40～42ページを参照してください。

(2) ナラシ対策への加入から補てん金支払までの流れ

① 加入申請（積立て申出）【令和5年4月1日～6月30日】

- 農業者は、交付申請書(様式第1号)の裏面(35ページ参照)に、令和5年産の米、麦、大豆等の生産予定面積等を記入し、地域農業再生協議会又は地方農政局等に提出してください。
- ⚠ 令和4年産からは、米を生産する予定の場合、出荷・販売契約数量等報告書(様式第10-11号)の提出も必要となっています(16ページ参照)。

② 積立金の納付【令和5年5月下旬～8月31日】

- 積立額は、国が①の生産予定面積等に基づいて農業者ごとに算定し、通知します。
- 農業者は、国からの通知に基づき、標準的収入額から10%の収入減少に対応する積立額(10%コース) 又は 20%の収入減少に対応する積立額(20%コース)のいずれかを選んで積立金を納付※してください。

※20%コースを選択した場合で前年産からの繰越しがある場合は、その繰越分を差し引いた額を納付します。

農業者の積立額(20%コースを選択した場合)

$$= \text{積立基準収入額(品目ごとの「農業者ごとの生産予定面積} \times \text{地域の10a当たり標準的収入額」の合計)} \\ \times 4.5\% (20\% \times 9割 \times 1/4^{(注)})$$

(注) 農業者1:国3の割合で補てんするので、補てん原資の1/4が農業者の負担(積立額)となります。

③ 補てん金の交付申請【令和6年4月1日～4月30日】

- 補てん金は、米については収穫した翌年の3月31日までの出荷・販売実績(生産実績数量(16～17ページ参照))に基づき、支払われます。
- 麦、大豆等については、ゲタ対策(数量払)の交付対象数量に基づき、支払われます。
- 農業者は、4月30日までに、ナラシの交付申請書(様式第10-1号)とともに生産実績数量の確認書類を地方農政局等に提出してください。

④ 積立額の確定【令和6年5月下旬～6月頃】

- 積立額は、国が③の生産実績数量を地域の令和5年産単収で換算した面積(面積換算値)に基づいて再計算し、確定します。
- 再計算した積立額が②の積立額よりも少ない場合は、②の積立額との差額が返納され、多い場合は②の積立額が確定した積立額となります。

⑤ 補てん金の算定・支払【令和6年5月下旬～6月頃】

- 補てん金の額は、国が農業者ごとの面積換算値に基づいて算定し、支払います。
- 地域の令和5年産単収が平年単収の9割を下回った場合は、農業共済制度に加入していることを前提に、農業共済制度が発動したとみなし、補てん額から共済金相当額を控除します。

補てん金の額

$$= (\text{標準的収入額(品目ごとの「農業者の面積換算値} \times \text{地域の10a当たり標準的収入額」の合計)} \\ - \text{当年産収入額(品目ごとの「農業者の面積換算値} \times \text{地域の10a当たり当年産収入額」の合計)}) \\ \times 9割 - \text{共済金相当額}$$

(3) 積立額及び補てん額の算定例

※ 20%コースを選択した場合



①～② 積立額（加入時）の算定例

品目	Aさんの生産 予定面積 (ha)	地域の10a当たり 標準的収入額 (円/10a)	Aさんの積立基準 収入額(円)	Aさんの 積立額(円)
	①	②	③=①×②	④=③×4.5%
米	6	125,000	7,500,000	337,500
大豆	4	20,000	800,000	36,000
計			8,300,000	373,500

加入時(予定)

生産予定面積

米 6ha

大豆 4ha

Aさんは
373,500円を
積み立てます※。

※ 前年産からの繰越しがある場合は、その繰越分を差し引いた額となります。

③～④ 積立額（確定）の算定例

品目	Aさんの 生産実績 数量(kg)	地域の 当年産単収 (kg/10a)	面積換算値 (ha)	Aさんの 標準的 収入額(円)	Aさんの 積立額 (確定)(円)
	⑤	⑥	⑦=⑤÷⑥	⑧=⑦×②	⑨=⑧×4.5%
米	25,000	500	5	6,250,000	281,250
大豆	8,000	200	4	800,000	36,000
計				7,050,000	317,250

交付時(確定)

生産実績数量

米 25,000kg

大豆 8,000kg

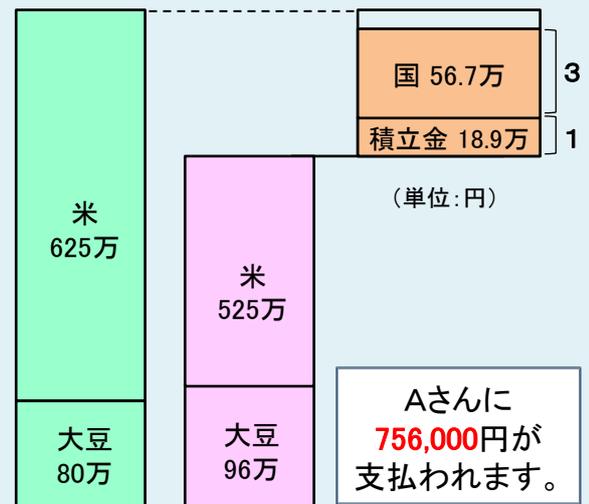
Aさんに
56,250円が
返納されます。

(373,500 - 317,250 = 56,250)

⑤ 補てん額の算定例

品目	面積換算値 (ha)	地域の10a当たり 当年産収入額 (円/10a)	Aさんの当年産 収入額(円)
	⑦	⑩	⑪=⑦×⑩
米	5	105,000	5,250,000
大豆	4	24,000	960,000
計			6,210,000

標準的収入額 705万 当年産収入額 621万 補てん額 75.6万



Aさんに
756,000円が
支払われます。

Aさんの 収入差額(円)	うち、国からの 補てん額(円)	うち、積立金からの 補てん額(円)
⑫=(⑧-⑪)×9割	⑬=⑫×3/4	⑭=⑫×1/4
756,000	567,000	189,000

※ 共済金相当額の控除はなかったものとして算定しています。

補てんに充てられなかった積立金の残額(128,250円(⑨-⑭))は、翌年産の積立金の一部に充当されます。

(4) ナラシ対策の補てん対象（生産実績数量）

- **令和4年産**から、ナラシ対策の**補てん対象となる米**は、需要に応じた米生産を後押しする観点から、**農業者が事前に集出荷業者（JA等）と出荷契約を結んだもの等**としています。
- このため、米を生産する予定の農業者は、**加入申請時（生産年の6月30日まで）に、「出荷・販売契約数量等報告書」の提出が必要**です。

米

農産物検査3等以上のもの又は当該等級に相当するもの（種子は除く）で、

- (1) 農業者がJA等の集出荷業者との間で、**生産年の6月30日までに出荷契約又は販売契約を結び**、生産翌年の3月31日までに主食用として出荷・販売したものと
- (2) 農業者又は農業者から委託を受けた者が、**生産年の6月30日までに販売計画を作成し**、生産翌年の3月31日までに主食用として消費者等に販売することとしたものが対象です。

麦、大豆等

ゲタ対策（数量払）の交付対象数量となったものが対象です。

「出荷・販売契約数量等報告書」について

農業者ごとに、以下(1)、(2)の契約・計画数量を整理・集計したもの（生産年6月30日時点）。

- (1) JA等の集出荷業者へ出荷・販売する米：取引先ごとの契約数量
- (2) (1)以外へ直接販売する米：販売チャネル（①卸・小売、②中食・外食、③消費者、④その他）ごとの計画数量及び前年実績

（抜粋イメージ） 出荷・販売契約数量等報告書

- (1) JA等の集出荷業者へ販売又は販売委託する米の契約数量

出荷・販売先	契約数量
JA〇〇	〇〇kg
▲▲商店	▲▲kg

(1)は、原則、取引先ごとに6月30日時点の**契約数量が補てん対象の上限**となります。ただし、契約締結後に、豊作等により契約者間で数量の上乗せ更新を行い、当該数量を書面により確認できる場合は、更新後の数量が上限となります。（当面の取扱い）

- (2) (1)以外の者に直接販売する米の計画数量

販売先区分	計画数量	(参考) 前年実績
①卸・小売	〇〇kg	〇〇kg
③消費者	▲▲kg	▲▲kg

(2)は、実需と結びついているため、6月30日時点の**計画数量の水準にかかわらず、実際の販売数量が補てん対象の上限**となります。（当面の取扱い）

注1) (1)の契約数量の確認資料として、各出荷・販売先の出荷契約書の写し等を添付してください。

注2) (1)の契約数量と(2)の計画数量の合計数量が、米の生産予定面積から勘案して過大となっているように見受けられる場合等には、個別に事情をお聞きすることがあります。

出荷・販売実績（生産実績数量）の確認資料

- 米については、生産した翌年の3月31日までの主食用米の出荷・販売実績（生産実績数量）を確認できる書類を提出していただくことが必要です。
（麦、大豆等の米以外の品目は、ゲタ対策の数量払と同じです（8、9ページ参照）。）
- 農産物検査を受検した場合については、機械鑑定を前提とした検査規格が令和4年産米から適用可能となっており、従前の等級検査の結果に加えて、機械鑑定の結果も数量確認に用いることが可能となりました。
- 農産物検査によらない方法により数量確認した場合も、交付対象としています。

米の生産実績数量に係る確認書類

- ① 主食用として出荷・販売した数量を確認できる書類
（販売伝票等）
- ② 1.70mm以上のふるい目で調製した米穀を販売したことが確認できる書類
（1.70mm以上のふるい目で調製したことが明記された販売伝票等）
- ③ 水分含有率16.0%※以下の米穀を販売したことが確認できる書類
（水分含有率16.0%以下であることが明記された販売伝票等）
※醸造用玄米は都道府県ごとに設定
- ④ 産地、品種※、産年が確認できる書類
（種子の購入伝票、栽培記録、販売伝票等）
※交付金の算定上、品種による区分を設定している道県に限る



販売伝票
令和4年3月31日
〇〇株式会社

産地	銘柄	等級	数量
〇〇県産	コシヒカリ	1	1,200kg
〇〇県産	あきたこまち	2	900kg
△△県産	あきたこまち	3	300kg

農産物検査を受検した場合

上記②～④の提出について、次のいずれかに該当する農産物検査結果通知書を提出する場合は省略可能

- ・ 3等以上に等級格付けされたもの
- ・ 機械鑑定（※）による場合、死米の測定値20%以下かつ死米と碎粒の測定値の合計が30%以下、水分含有率16.0%以下

※機械鑑定は、水稻うるち玄米のみ

注）確認書類及びその根拠となる書類は、決して捨てずに、交付申請を行った年度の翌年度から5年間大切に保管してください。

確認書類の提出例 1 農産物検査で等級格付された米

- ・ ① 主食用として出荷・販売した数量が確認できる書類（販売伝票等）
- ・ 農産物検査結果通知書（3等以上）

確認書類の提出例 2 農産物検査で機械鑑定した米

- ・ ① 主食用として出荷・販売した数量が確認できる書類（販売伝票等）
- ・ 農産物検査結果通知書（死米の測定値20%以下かつ死米と碎粒の測定値の合計が30%以下、水分含有率16.0%以下）

確認書類の提出例 3 農産物検査を受検しない米

- ・ ①～④の書類（ただし、①～④の全部または一部が同一の書類に記載（追記不可）されている場合は、当該書類をもって重複部分に係る書類の提出を省略することが可能）